

清瀬市公式インスタグラム運用ポリシー

令和2年5月26日

1 定義

このポリシーは、清瀬市が市公式インスタグラムアカウントを市民等への情報提供媒体として運用するために必要な事項を定めたものです。

2 運用管理者等

本アカウントの運用管理者、投稿者、運用に関する問い合わせ先は次に掲げるとおりとします。

- (1) 運用管理者 秘書広報課長
- (2) 投稿者 企画部秘書広報課広報広聴係担当職員及び運用管理者が必要と認める職員
- (3) 運用に関する問い合わせ先 企画部秘書広報課広報広聴係（電話）042-497-1808

3 アカウント情報

本アカウントは、次に掲げるとおりとします。

- (1) アカウント名 東京都清瀬市 (city_kiyose)
- (2) その他の事項については、運用管理者が別途定めるものとします。

4 情報発信の目的

清瀬市の豊かな自然や産業、イベント情報等を写真を通じて国内外に広く発信することを目的とします。

5 発信する内容

本アカウントで発信する内容は次に掲げるとおりとします。

- (1) 市内の写真・動画、イベント情報
- (2) その他運用管理者が適当と認める情報

6 制限事項

本アカウントを運用していく上での制限事項は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 他のインスタグラムアカウントの投稿に対してコメントを行うこと。ただし、行政機関及び公共的機関のインスタグラムアカウントその他運用管理者が必要と認める場合は、この限りではありません。
- (2) 本アカウントに投稿されたコメントに対して返信を行うこと。ただし、ユーザーからのコメントが間違った内容であり、他のユーザーの混乱を招くおそれがある場合等、運用管理者が必要と認める場合は、この限りではありません。

(3) 他のインスタグラムアカウントの投稿に対して「いいね！」を行うこと。ただし、運用管理者が必要と認める場合は、この限りではありません。

(4) 他のインスタグラムアカウントを「フォロー」すること。ただし、行政機関及び公共的機関のインスタグラムアカウントその他運用管理者が必要と認める場合は、この限りではありません。

(5) 他のインスタグラムアカウントに対して「ダイレクトメッセージ」を送信すること。ただし、運用管理者が必要と認める場合は、この限りではありません。

7 禁止事項

ユーザーは、次に掲げる事項を清瀬市公式インスタグラムアカウントに対して投稿してはいけません。

- (1) 法令に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 特定の個人又は団体等を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損するもの
- (3) 第三者に迷惑、不利益、損害又は不快感を与えるもの
- (4) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他の営利を目的とするもの
- (6) 第三者の著作権その他の知的財産権を侵害するもの
- (7) 本人の承諾なく個人情報等を特定、開示、漏えいさせる等当該個人の利益及びプライバシーを侵害するもの
- (8) 人権を侵害し、又は社会的差別を助長するおそれのあるもの
- (9) 公序良俗に反するもの
- (10) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (11) 第三者の名義、その他社会などの組織名を名乗ることなどによる、なりすまし行為
- (12) 市、ユーザー又は第三者に対し、電子計算機等の正常な機能を阻害するコンピュータウイルス等有害なプログラム又はファイルを発信するもの
- (13) わいせつ、児童ポルノ及び児童の性的搾取を助長するもの
- (14) その他、運用管理者が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク
- (15) 本ポリシーに違反するもの
- (16) インスタグラムの利用規約に違反するもの

8 知的財産権

本アカウントが発信した情報（文章、画像等）に関する知的財産権（著作権等全ての権利）は清瀬市に帰属します。

当該発信情報について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた行為を除き、無断で転載等を行うことはできません。

ただし、次に掲げる場合は、この限りではありません。

- (1) インスタグラム上での「シェア」
- (2) インターフェイスが連携している他メディアへの情報の同期等

9 免責事項

本アカウントの免責事項は次に掲げるとおりとします。

- (1) 掲載する情報については細心の注意を払うこととしますが、イベントの中止や変更など、やむを得ない理由により事実と異なる結果となることがあるため、投稿の正確性、完全性、有用性を保証するものではありません。
- (2) インスタグラムの利用にあたって発生した直接的、間接的な損失やトラブル等について、清瀬市は一切責任を負わないものとします。
- (3) インスタグラムの運用方針及び内容は、適宜見直すものとします。
- (4) インスタグラムの利用方法など技術的な質問等について、清瀬市は一切お答えすることができません。

10 その他

このポリシーに定めるものの他、必要な事項については、運用管理者が別に定めることとします。

附 則

このポリシーは、令和2年5月26日から適用します。